

# 利用約款

## 約款の適用

第1条 セントクリークゴルフクラブを利用される方(会員・非会員を問わず)は、当クラブ会則、規則等による他、本約款に従ってご利用いただくこととします。

## 利用契約の成立

第2条 1. 当クラブにおいてプレーされる方は、当日フロントで所定の名簿に署名して下さい。これにより、当クラブは署名者の施設利用をお引き受けすることになります。営業時間外(早朝・薄暮時)のご利用の場合には別に定める所定の手続による許可を受けて下さい。  
2. ゲストは会員の同伴または紹介によるのみ当施設をご利用いただけます。紹介会員は、ゲストの費用並びに行為について責任を持っています。当クラブの会則、規則その他、本利用約款の内容を事前に詳しくお伝えさせていただきます。

## 利用の申込み、予約金、違約金等

第3条 プレーの予約申込み、予約金、違約金等については、当クラブ所定の規定に従っていただきます。

## 料金の精算

第4条 1. 料金の精算については、現金又は当クラブが指定するクレジットにてご精算をお願いします。  
2. 原則として完済金は致しません。  
3. ゲストの料金につきましては、会員の責任においてご精算をお願いします。

## 練習用施設の利用

第5条 当クラブの練習用施設(練習場及び練習用パッチンググリーン)の利用については次のようになります。  
1. 練習場の利用は、原則として当日ラウンドにお越しのプレーヤーと、その日の状況により練習場のみの利用を認めた会員とします。  
2. 練習のみご利用の場合、フロントで所定の名簿に署名して下さい。  
3. 会員がゲストを同伴する場合は、ゲストはお一人につき施設利用料として別途定める料金を申し受けます。  
4. 練習利用時間は、最終組のホールアウトまでとします。なお、練習用施設のメンテナンス中は利用することが出来ません。

## 利用の制限

第6条 クラブは次の場合には施設の利用並びに利用の継続をお断りすることがあります。  
1. 議員でスタート時間に余裕がないとき  
2. ゲストについては、メンバーの同伴又は紹介等がないとき  
3. 天災その他のやむを得ない事情により、ゴルフ場をクローズするとき  
4. 偽名または他人名義でプレーの申込みが行われたとき  
5. 利用者が、暴力団、暴力団関係者、その他反社会勢力(以下、「暴力団等反社会勢力」という)に属していると認められたとき、及び利害等があることが判明したとき  
6. 利用者が暴力団等反社会勢力に属する者、及び利害等がある者と同伴したとき  
7. 利用者が属する法人において、その役員の中に暴力団等反社会勢力に属する者、及び利害等がある者がいるとき  
8. ゴルフ規則及びエチケットに著しく違反する言動があったとき、又は他の会員やプレーヤーとの友好を図る言動があり、注意しても改めないうとき  
9. 当クラブに対して好ましくない行為があったとき  
10. 当クラブにとって、望ましくない服装で登場されたとき  
11. 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけるとき  
12. ルール・マナー及び警告を無視して、スロープレーを改めないとき  
13. その他当クラブが定める会則、規則、約款等に違反する等当クラブの施設を利用されることが好ましくない事由があるとき

## 脱衣・入浴の禁止

第7条 利用者が入れ湯やタトゥーをしている場合は、脱衣・入浴をお断りします。

## 休業日・開場時間

第8条 当クラブの休業日と開場時間は別に定めるところによりますが、臨時的に変更することもあります。

## 高価品

第9条 金銭その他高価品は、ロッカールーム内に設置したセーフティボックスをご利用下さい。但し、セーフティボックス以外で紛失等発生しても、当クラブでは、その責任を負いません。

## 携帯品・自動車

第10条 携帯品及び駐車中の自動車について、盗難、毀損等事故が生じた場合も、当クラブはその責任を負いません。

## 更衣ロッカーの鍵

第11条 更衣ロッカーの鍵は各自で保管して下さい。鍵の紛失に起因する事故が発生した場合、当クラブは責任を負いません。

## 宅配便の事故

第12条 宅配便については、その物品の受領、保管、発送等において、当クラブはあくまでも当事者を代行して行うもので、その間の事故発生の場合、一切の責任を負いません。

## プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの遵守

第13条 ゴルフは時によりたいへん危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディーのアドバイスに如何にかかわらず、全て自己の責任でプレーをしていただきます。

## ゴルフシューズについて

第14条 ゴルフシューズは、ソフトスパイクシューズの使用に限定します。

## 飛び

第15条 飛びは、ティーマーク内の打草又は指定された場所以外ではなさないで下さい。また、打順以外の方はティーンageエリアに入らないで下さい。

## 飛距離の確保

第16条 プレーヤーは、打球について全責任を負うこととします。プレーヤーは、キャディーのアドバイス如何にかかわらず、自身の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込むことがないように打球して下さい。

## バンカーの捕獲

第17条 バンカー内で、ショットした場合は、必ずプレーヤー自身が修復して下さい。

## フェアキャディーの合図

第18条 フェアキャディーの打つても良いという合図は、先行組が通常第二打を打ち終わり、通常の飛距離以外に前進したと判断されたときの合図ですから、合図があってもプレーヤーは自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

## 打者の前方に出ないこと

第19条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対出ないで下さい。

## 隣接ホールへの打ち込み

第20条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断して慎重にプレーして下さい。隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をさせ、邪魔にならないようにプレーするとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意して下さい。

## 退避及び退避所

第21条 先行組のプレーヤーは、後続組に対して打球をさせるときは、後続組が全員打ち終るまで退避所又は安全な場所へ退避して下さい。

## ホールアウト後の退避

第22条 ホールアウト後は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

## 雷鳴・地震、その他天災地災があった場合

第23条 1. 雷鳴、地震、その他天災地災があった場合には、状況に応じてカート無縁により注意・避難等の連絡をいたしますが、現場の状況により危険と思われる場合は自己の判断にてプレーを中止し、避難小屋等安全と思われる場所に退避して下さい。  
2. 当クラブは、雷鳴、地震、その他天災地災による被害について責任を負いません。

## 乗用カート、スカイレーター(ベルトコンベアー)の取扱い

第24条 乗用カート、スカイレーターの取扱いは、それぞれ注意事項に従って利用して下さい。

## 急患

第25条 プレーヤーは、自身の健康状態について常に充分配慮して下さい。急患の場合、できる限りの努力をいたしますが、結果については責任を負うことができません。

## 火気使用の禁止ならびに喫煙について

第26条 1. コース内やクラブハウス内の火気使用は所定の場所以外に厳禁とします。マッチの燃えがら、煙草の吸いがらは必ずよく清拭して灰皿にお入れ下さい。  
2. 喫煙(電子たばこ等含む)については、以下の項目を遵守して下さい。  
(1) クラブハウス内は禁煙とします。所定の場所での喫煙を遵守して下さい。  
(2) コース内においてはティーンageエリア付近のみとし、吸いがらは乗用カートに極え付けの灰皿をご利用下さい。  
(3) 上記以外の場所では禁止とします。  
(4) くわえたばこでの歩行及びたばこのポイ捨ては厳禁とします。

## プレー終了後のクラブ確認

第27条 プレーヤーは、プレー終了後、自身のゴルフクラブを点検し、慎重に確認して下さい。確認は、当クラブは責任を負いません。服装については、当クラブは責任を負いません。

## セルフプレー

第28条 セルフプレーの利用にあたっては「電磁誘導カート(5人乗)並びに乗用カート(1人乗)利用約款」を遵守下さい。

## セルフプレーにおけるクラブの紛失

第29条 セルフプレーにおけるクラブの紛失については、当クラブは一切責任を負いません。

## 施設内への持ち込み禁止物品

第30条 当クラブ施設内への次の物品の持ち込みは禁止とします。

1. 動物等ペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 銃剣刀剣類
4. 火薬、揮発油等、発火・爆発の恐れがあるもの
5. 悪言を発するもの
6. その他、危険性があると思われるもの

## 施設内での禁止行為

第31条 当クラブ施設内では、次の行為を禁止とします。  
1. とばく、その他賭博をみだす行為  
2. 物品販売、宣伝広告等の行為  
3. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為  
4. アンダーシャツ、スリッパ等で歩行する等、他人に不快感を与える行為  
5. 写真撮影、録音等の行為(特に許可した場合は除く)  
6. ギャラリーを含む利用者以外の者のコース内への立入り(特に許可した場合を除く)

## 違背の場合の責任

第32条 利用者が本約款に違背して、自己に障害等の被害を受けた場合、又は第三者に損害賠償等の事故を生じさせた場合は、当クラブは一切その責任を負いません。

## 施設に損害を考えた場合の弁償

第33条 利用者の故意又は過失により、当クラブの施設に損害を与えた場合は、その損害額を弁償して頂きます。

## 利用者以外の者の損害

第34条 ギャラリーを含む利用者以外の者が損害等の被害を受けた場合、立入り許可の有無にかかわらず、当クラブは、一切その責任を負いません。

## 非会員の債務の保証

第35条 会員は、紹介した利用者が当クラブに損害を与え、損害金の支払い債務が生じたときは、利用者の債務の履行につき、連帯して保証して頂きます。

## 個人情報取扱い

第36条 当クラブは、予約時点で電話・FAX等で入手した個人情報とプレー当日署名簿に署名頂いたプレーヤーの個人情報と、当クラブの個人情報保護方針に則り、安全に管理いたします。

## 個人情報の利用目的

第37条 当クラブでは、予約および利用頂いたプレーヤーに対し、当クラブのイベント情報・営業案内などを業書、FAX、またはメール等でご案内する場合があります。

## お願い

第38条 次の事項について、ご協力をお願いします。  
1. スタート時間の30分前までには、ご来店下さい。  
2. 必要以上の多額の金銭や貴重品は、極力持参されないようお願いします。  
3. プレーは、ハーフラウンド2時間15分以内を目標にお願いします。  
4. 円滑なプレーと危険防止を図るために、ローカルルールを決定しておりますので、ご了承下さい。  
5. 携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにするなど、他のプレーヤーに迷惑のかからないようお願いします。  
6. 服装については、当クラブの服装規定に従って、他のプレーヤーに不快感を与えないようにして下さい。  
7. プレーヤー自身が作ったディボットについては、御自分で修復して下さい。

## 紹介利用者に対する約款の周知

第39条 会員は、紹介した利用者に対して、本約款の存在と内容をご了承頂くことにご協力をお願いします。

## 改定

第40条 本約款は、必要に応じて予告なく改定することがあります。



セントクリーク ゴルフクラブ

2008年10月1日一部改訂  
2011年4月1日一部改訂  
2011年9月20日一部改訂  
2020年4月1日一部改訂  
2023年10月1日一部改訂